

平成 20 年

小樽市議会会議録

第 1 回 臨時会

小 樽 市 議 会

平成 20 年 第 1 回臨時会 会期及び会議日程
小樽市議会

会期 5 月 2 2 日 (1 日間)

月 日 (曜 日)	本 会 議	委 員 会
5 月 2 2 日 (木)	提案説明、質疑、討論、採決等	

平成20年
小樽市議会
第1回臨時会会議録目次

5月22日(木曜日) 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
1	日程第2 議案第1号ないし第4号並びに報告第1号及び第2号	3
	市長提案説明(議1~4、報1、2)	3
	質 疑 菊地議員	4
	予算特別委員会の設置を求める動議 中島議員	16
	討 論 新谷議員	17
	採 決(投票)	18
	討 論 北野議員	19
	採 決	23
1	閉 会	23

議事事件一覧表

議案					
議案	案	第	1	号	平成20年度小樽市一般会計補正予算
議案	案	第	2	号	平成20年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案	案	第	3	号	平成20年度小樽市老人保健事業特別会計補正予算
議案	案	第	4	号	損害賠償額の決定について
報告					
報告	告	第	1	号	専決処分報告（平成19年度小樽市一般会計補正予算）
報告	告	第	2	号	専決処分報告（小樽市税条例の一部を改正する条例）

質 問 要 旨

質疑

菊地議員（５月２２日１番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 議案第１号に関して
- 2 議案第２号に関して
- 3 報告第１号に関して
- 4 その他

平成20年
第1回臨時会会議録 第1日目
小樽市議会

平成20年5月22日

出席議員(28名)

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸	
3番	鈴	木	喜	明	4番	吹	田	友	三郎	
5番	大	橋	一	弘	6番	成	田	祐	樹	
7番	菊	地	葉	子	8番	中	島	麗	子	
9番	高	橋	克	幸	10番	斉	藤	陽	一良	
11番	佐	野	治	男	12番	山	田	雅	敏	
13番	佐	藤	禎	洋	14番	濱	本		進	
15番	井	川	浩	子	16番	林	下	孤	芳	
17番	斎	藤	博	行	18番	山	口		保	
19番	佐	々	木	勝	利	20番	新	谷	と	し
21番	古	沢	勝	則	22番	北	野	義	紀	
23番	横	田	久	俊	24番	成	田	晃	司	
25番	前	田	清	貴	26番	大	竹	秀	文	
27番	見	楚	谷	登	志	28番	久	末	恵	子

欠席議員(0名)

出席説明員

市	長	山	田	勝	麿	副	市	長	山	田	厚										
教	育	長	菊		讓	水	道	局	長	小	輕	米	文	仁							
総	務	部	長	山	崎	範	夫	財	政	部	長	貞	原	正	夫						
産	業	港	湾	部	長	磯	谷	揚	一	医	療	保	険	部	長	佃	信	雄			
福	祉	部	長	長	川	修	三	保	健	所	長	外	岡	立	人						
生	活	環	境	部	長	小	原	正	徳	建	設	部	長	嶋	田	和	男				
小	樽	病	院	長	吉	川	勝	久		消	防	長	安	達	栄	次	郎				
教	育	部	長	大	野	博	幸			監	査	委	員	長	宮	腰	裕	二			
会	計	管	理	者	中	塚	茂			総	務	部	長	貞	村	英	之				
総	務	部	総	務	課	長	田	中	泰	彦	財	政	部	財	政	課	長	木	下	正	樹

議事参与事務局職員

事務局長	松川明充
庶務係長	北出晃也
調査係長	関朋至
書記	大崎公義
書記	島谷和大

事務局次長	佐藤正樹
議事係長	中村弘二
書記	相澤幸
書記	小林由美子
書記	高野香織

開会 午後 1時00分

議長（見楚谷登志） これより、平成20年小樽市議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、斉藤陽一良議員、井川浩子議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期を、本日1日間といたしたいと思ます。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第4号並びに報告第1号及び第2号」を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）（拍手）

市長（山田勝磨） ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

まず、議案第1号平成20年度一般会計補正予算につきましては、平成19年度一般会計の決算見込額を試算した結果、歳入総額約540億4,900万円に対し、歳出総額約554億2,800万円となり、差引き約13億7,900万円の収支不足を生じる見込みでありますので、平成20年度の諸収入を財源として、繰上充用による措置を行うため、所要の予算を計上いたしました。これにより一般会計の財政規模は、559億1,466万1,000円となりました。

平成19年度の財政運営についてであります。当初予算では職員給与の削減や民間委託の推進などによる歳出の削減のほか、基金や他会計からの借入れなどによる財源対策を講じて収支均衡予算を編成したところであります。平成18年度決算の確定に伴い、約11億8,400万円の実質的な累積赤字を引き継ぐ中で大変厳しい予算執行となりました。加えて予想を超える市税収入の落ち込みや地方交付税の大幅な減少、年度末近くになっての除排雪経費の増額や燃料単価の高騰などの影響が大きく、退職手当債や減収補てん債の導入のほか、遊休資産等の売却など財源対策に努めたものの、結果として現時点で約13億7,900万円の赤字決算となる見込みであります。今後、平成20年度の予算執行に当たりましては、このような状況を踏まえ、改めて新しい収支計画の達成に意を強く持ちながら、地方財政健全化法に基づく健全化比率についても何としましてもクリアするよう、引き続き歳入の確保と歳出の削減、事務事業の見直しに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、議案第2号平成20年度国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、平成19年度の決算見込みにおいて、平成18年度の累積赤字を引き継いだことなどにより、収支に不足を生じる見込みでありますので、諸収入を財源として繰上充用による措置を行うものであります。

議案第3号平成20年度老人保健事業特別会計補正予算につきましては、平成19年度において国庫負担金等が概算交付制度の中で歳入不足となるなど、収支に不足を生じる見込みでありますので、平成20年度に精算交付される歳入を財源として、繰上充用による措置を行うものであります。

次に、議案第4号損害賠償の額の決定につきましては、平成20年2月26日に発生した生活環境部の軽トラックによる人身事故に係る損害賠償について、その賠償額を決定するものであります。

次に、専決処分報告についてであります。報告第1号につきましては、平成19年度一般会計におい

て退職手当及び退職手当債並びに土地開発公社の借入金に対する債務保証に係る予算措置をするため、同会計の補正予算について平成20年3月27日に専決処分したものであります。

報告第2号につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、市税条例の一部を改正する条例案を平成20年4月30日に専決処分したものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、なにとぞ原案どおり御可決、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。（拍手）

議長（見楚谷登志） これより、質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 7番、菊地葉子議員。

（7番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

7番（菊地葉子議員） 2008年第1回臨時会におきまして、日本共産党を代表して質問します。

初めに、一般会計の繰上充用についてお尋ねします。

繰上充用額は13億7,900万円です。平成18年度決算の赤字額11億8,400万円に加えて、1億9,500万円赤字が増えた要因について説明してください。

今回の繰上充用の大きな要因に、平成19年度の予算編成に当たり、地方交付税については前年度より当初予算で2億400万円、臨時財政対策債は2億200万円、合わせて4億600万円少なく見積もったにもかかわらず、普通交付税についてそれよりも3億3,500万円も削減されたことが挙げられます。

昨年の第3回定例会で私の質問に、市長は「基準財政収入額において想定した以上に市民税所得割の伸びを大きく算定された結果として、予算額を大幅に下回ることとなったところであります」と答弁しています。この答弁に関連して伺います。

決算見込みが出たわけですから、市民税所得割の伸びが小樽市の算定と国の算定とどちらが正確であったのか、具体的金額も示して説明してください。

次に、地方交付税の落ち込みに関して伺います。

小樽市への普通交付税で言えば3億3,500万円の減少、基準財政収入額では市民税所得割の伸びを膨らませて多く見積もり、交付税を削ったのは不当であることは疑いありませんが、基準財政収入額に占める市税収入の算定方法が変わらない限り、交付税はこれからも低く見積もられることが続くのではありませんか。当然、財源手当ては国の責任で行うべきと考えますが、この点での市長の考え、また全国市長会などの動向もお示しくください。

国は地方への削減分を減収補てん債で補うとしました。これは小樽市だけの問題ではなく全国的な問題ですが、政府の減収補てん債の適用に当たっての対応は非常に問題だと考えます。

減収補てん債の適用に対する政府の対応についてです。

財源不足への資金手当てとして赤字国債、つまり赤字だからといって減収補てん債を借金して不足に充てることは認められていないから、財産として形成される建設事業費に減収補てん債を適用するということです。減収補てん債は、市税など地方税の落ち込みにより財源不足に陥ったときに発行できることとなっています。また、減収補てん債を発行しなければ翌年度の基準財政収入額で精算されます。減収補てん債の償還時には、75パーセントの交付税措置がされることになっていますが、もともと個人市民税の所得割は落ち込みがあまりないことから、資金手当てとしての減収補てん債の償還には交付税措置はしないとのこと。しかし、今回の交付税の落ち込みは、国が市民税所得割の伸びを過大に見積もったからではありませんか。そのための地方交付税削減ですから、交付税措置のない減収補てん債で

の対応では、実質的な財源手当てになりません。これでは地方交付税の財源保障機能そのものの否定であり、地方にだけ責任を負わせ、政府の責任逃れと言わざるを得ません。政府のこうした対応について市長の見解を求めるものです。

次に伺います。

普通建設事業に減収補てん債が適用になりますが、小樽市ではこの対象になる事業があまりありません。その理由は、骨太の方針で地方自治体に対して人件費の削減とともに投資的経費の削減を強く迫られてきたために、この影響で小樽では、普通建設事業費が早くから大幅に削減されてきているからです。こういった現状にもかかわらず、建設事業に減収補てん債を適用しなすと言われても、事業そのものがないわけですから、国の減収対策を活用することができないのではありませんか。ですから、小樽市は普通交付税3億3,500万円の落ち込みのうち、減収補てん債を導入できたのは四つの事業のみで、その合計は2,000万円程度と伺っています。減収補てん債を導入した事業名とその額及びその補てん債適用の根拠についてお答えください。

また、1月下旬の時点では、減収補てん債は建設事業のみに適用されるので、地方財政法の改正を行って、建設事業以外にも充てるようにするという動きがありました。その後どうなったのでしょうか。説明してください。

平成20年第1回定例会での19年度一般会計補正予算では、収支不足額が15億4,544万円となっていました。繰上充用では1億6,644万円改善されています。収支改善がどのように図られたのかお示ください。市税について伺います。

市税は、19年度当初予算で前年度より10億1,100万円多く計上しました。その理由は所得税からの税源移譲、定率減税廃止による個人市民税の増収を期待したからですが、当初予算における市税の増収は、定率減税の廃止に伴う市民負担増がその内容ですから、手放しでは喜べないものです。それにしても、当初予算に比較して、決算見込みでは7億円にも上る落ち込みです。落ち込んだそれぞれの内容についてお示ください。

また、予算編成時にこの落ち込みは予測できなかったのかについても説明してください。

どうしたら市税の増収を図れるか、これまでも議会のたびに、その考え方についてお伺いしてきましたが、改めて市長の考えをお尋ねします。

次に、不用額について伺います。

一般会計歳出での款別の不用額は、それぞれどうなりますか。また、総額で幾らになるのか。前年度と比較してどうかについても説明してください。

次に、不用額の金額の大きい主な事業名と不用額が出たその理由について説明してください。

介護保険事業特別会計では不用額は幾らと見込んでいますか。

また、保険給付費で不用額が出ていると思われませんが、その事業名と不用額を説明してください。

さらに、不用額が生じた理由についても説明してください。

国などへの返還金は、幾らとなるかについてもお知らせください。

この不用額の質問の最後に、市長にお尋ねします。

単年度収支で赤字になったわけですが、多額の不用額が出て18年度決算の赤字を圧縮できると期待しての19年度の財政運営ではなかったのでしょうか。率直なところをお聞かせください。

次に、19年度の財政運営に関して伺います。

病院事業会計で19年度の医業収益が上半期で3億6,000万円落ち込んだとき、不良債務解消の一般会計負担分を4億9,200万円増やし、合計26億6,100万円にしたことについて伺います。

19年度の財政運営を振り返りますと、昨年の第1回臨時会での12億3,000万円の繰上充用を皮切りに、各定例会や専決処分等でその都度財源不足額が生じてきました。本年の第1回定例会の補正まで、3億6,100万円の財源不足額が生じています。昨年10月10日の専決処分の時点で、19年度だけで1億7,355万円の財源不足、18年度決算の赤字を含めれば、13億5,756万円の赤字の見込みとなっていました。昨年11月には、病院の不良債務解消に新たに4億9,200万円の追加繰出しを行うことを決め、不良債務解消分の合計で26億6,100万円もの繰出しを決めました。19年度は3億3,000万円の繰出しです。この時点で、19年度の病院の不良債務解消のための繰出額を減額しなくても、19年度で生じるであろう一般会計の財源不足を吸収し、18年度の赤字を一定程度圧縮できる、そのように判断していたのでしょうか、説明を求めるものです。

その際、既に成立し、20年度決算から適用されることになっている地方財政健全化法、この四つの健全化基準が示されていました。病院への追加繰出しを行っても、19年度決算はまだ地方財政健全化法が正規の適用ではありませんが、仮に適用したとして、早期健全化団体にはならないと判断されたのでしょうか。

また、20年度早々に繰上充用する金額はわずかで済むので、20年度決算を展望したとしても、早期健全化団体にはならないと判断してのことだったのでしょうか、説明してください。

あわせて、病院事業会計で医業収益などが計画どおり進まず、不良債務解消の病院負担分が確保できなかった場合、そのたびに一般会計からその不足分を持ち出すのか、お答えください。

病院事業会計の現状を見る限りでは、20年度以降の病院負担分が確保できないとなれば、一般会計からさらなる不足分を持ち出さない限り、不良債務解消計画は達成できず、新病院の起債はおろか、現病院の起債も認められないということになるのではありませんか。医療機器更新の起債が認められなければ、躍起になっている現病院の収益もむしろ確保できなくなり、現病院の経営にも重大な障害になるのではありませんか。こういった問題をどう解決されようとしているのか、そのことに触れて説明してください。

こういった問題をあえてお伺いするのは、19年度の決算の行方が20年度の財政運営と決算に大きな影響を与えるからです。20年度決算から健全化判断比率が適用され、不幸にして適用になったら、早期健全化団体となって、新たに策定する財政健全化計画で市民や職員にさらなる負担がかぶせられることになるのではないのでしょうか。こうしたことを避けることが、市長として求められていたのではなかったのでしょうか。市長自身の判断がどうであったのか、説明を求めるものです。

次に、健全化判断比率に抵触した場合に策定する財政健全化計画に関してお尋ねします。

地方財政健全化法第4条で健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合、財政健全化計画を定めるとなっていますが、ただし書で「この項の規定により既に財政健全化計画を定めている場合はこの限りでない」とあります。小樽市は平成17年度決算で起債許可団体となり、19年3月に自主的に財政健全化計画を策定し、北海道に提出しています。これが現在の財政健全化計画です。

本年第1回定例会で、我が党の北野議員の20年度決算で健全化判断比率に抵触した場合、現在の健全化計画との関係はどうなるのかとの質問に市長は、「今後仮にいずれかの比率が早期健全化基準を超えた場合には、法令に定められた内容に沿って、その時点での計画を見直してまいりたい」、このように答弁されています。

この市長答弁でいけば、財政健全化法第4条ただし書のこの項の規定により、既に財政健全化計画を定めている場合はこの限りではない、このこととの関連で疑問が出てきます。説明を求めるものです。

現在の健全化計画策定の目的にあるように、17年度決算で実質収支の赤字が14億870万円となり、法の

限度額を超えたため、自主的に財政健全化計画を策定して北海道に提出しているものです。財政健全化法に基づくものではないといっても、財政健全化を目指したものに違いはありません。財政健全化法では、早期健全化団体となった場合、どんな内容の健全化計画を策定しなければならないのか、その内容を説明していただくとともに、現在の小樽市の財政健全化計画の内容とどのような違いがあるのかについても触れて説明してください。

次に、本年3月に示された財政健全化計画の収支の見直しに関して伺います。

市長は財政立て直しのため、就任直後の平成12年11月の財政健全化計画を皮切りに、平成17年3月の財政再建推進プラン、そして平成19年3月に24年度までに累積赤字解消を目指す新たな財政健全化計画を策定してきました。しかしこの間、何度か計画を見直し、再建に取り組んできましたが、平成16年度から3か年の三位一体改革での地方交付税の大幅削減がいまだに大きく影響し、財政危機を脱していません。三位一体改革の3か年で、地方交付税が削減された総合計は57億円です。これに19年度はさらに3億3,500万円削減されていますから、市財政への打撃ははかり知れないものがあります。

地方交付税法では、基準財政需要額と収入額の算定方法について定められており、かつ単位費用についても変更するときは国会の議決を必要としています。当時、国会で単位費用の改定が行われたのか、行われたとすれば、どの単位費用が減らされたのか、具体的に説明してください。

この3月に見直された財政健全化計画の収支計画によれば、交付税の問題と病院の不良債務解消の負担に加え、最大の特徴は市税が大幅に落ち込むと見込んでいることです。平成20年度から24年度の5か年で、19年度を基準にして累計で53億2,200万円の減収見込みです。

まず、市税を大幅に減収の見込みとしたその理由を詳しく説明してください。

次に、市税の落ち込みと地方交付税の関係についてお尋ねします。

地方交付税法では、基準財政収入額と基準財政需要額との差額が普通交付税として交付されることになっています。財政健全化計画の収支の見直しで、市税の落ち込みが5か年間の累計で31億4,200万円との説明ですが、平成19年度を基準に見ると、減収の累計は53億2,200万円となりませんか。これに相違ないと思いますが、お答えください。

本来であれば、地方交付税法に照らして市税の落ち込み額が普通交付税で手当てされると考えるのが常識ですが、どうして収支の見直しで市税の落ち込みが交付税で手当てされることになっていないのでしょうか。市税の落ち込みと交付税の関連についてどのように検討して見直しの金額になったのか。ここ最近の交付税は、事実として政府はあれこれ理由をつけて交付税を削減しているから、この事実を直視して厳しく歳入を見込んだものなのか、説明してください。

もしそうだとすれば、交付税の財源保障機能はどうなったのでしょうか、あわせて説明してください。

収支の見直しで、国が20年度の交付税の総額を地方が必要とする額を確保するとしたこの方針が、健全化計画の期間中続くことを前提にしています。ただし、23年度は国勢調査による本市の人口減を前提に、その分は落ち込むと推計しています。交付税法の基本に照らして、小樽市では市税の大幅減収見込みなのに、交付税の推計を主に人口減の影響を除いては横並びにしたことが納得いきません。3月に収支見直しを行い、5月に公表された財政健全化計画では、平成24年度の改善目標の前提が、18年度決算の赤字11億8,400万円を平成20年度まで維持する計画です。19年度決算で既にその前提が崩れました。24年度までにはまだ時間的余裕があるから心配なしとおっしゃるのでしょうか。19年度決算見込みが出た時点で、財政健全化計画達成の見通しについて、市長の見解をお聞かせください。

国民健康保険事業特別会計についてお尋ねします。

前年度の繰上充用額17億4,200万円を1億3,400万円圧縮して16億800万円となったその要因について

具体的に説明してください。

平成17年度末で28億円あった累積収支不足を、18年度、19年度で11億9,200万円圧縮しました。平成19年度決算見込みで療養諸費の不用額は3億1,874万5,000円です。平成18年度決算において療養諸費の不用額は4億6,850万円生じていますが、平成19年度予算編成で前年度比5億2,300万円増額しています。療養諸費の増額予算編成はどういった見込み、根拠によるものなのか、御説明ください。

平成19年の決算特別委員会において、我が党の新谷議員は、療養諸費の大幅増額予算編成で不用額を出し、累積収支不足の解消に充てているのではないかと指摘しました。今回療養諸費の不用額が出た理由についてお示しください。

年金控除の縮小で、保険料の負担が増すことになり、国民健康保険では平成20年度は保険料激変緩和措置も適用されません。税制改悪による保険料増額のため、保険料納付に苦慮している市民のために、自治体独自の保険料軽減策は何としても必要です。少なくとも療養諸費の不用額が出ないように適正に見積もり、保険料を軽減すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

国保財政の厳しい状況の大もとをつくっているのは、1984年には45パーセントだった市町村国保への国庫負担率を切り下げてきたことにあります。こうした財政状況を切り抜けるためにも、国保財政に占める国庫負担割合を計画的に復元させることが急務です。だれもがどこでも安心して医療を受けられるように、国に対して資格証発行の取りやめ、国の負担割合の復元を引き続き要求すべきです。市長の見解をお示しください。

報告第1号平成19年度小樽市一般会計補正予算、小樽市土地開発公社の借入金に対する債務保証についてお尋ねします。

債務保証にしたのは、不適切な会計処理を改めるためとの説明でしたが、年度末から年度初めにかけての会計処理のために生じる利息は幾らになりますか、お答えください。

この会計処理で何が改善されたのですか、お伺いします。

お金のやりとりで金融機関にわずかとはいえ利益をもたらしただけではないのでしょうか。

土地開発公社については、土地の有効活用を図り、公社存続のための一般会計からの貸出しを解消するよう、これまでも指摘してきたところですが、具体的に今年度分の処分の見通しについてお尋ねします。

再質問を留保して終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

市長（山田勝麿） 菊地議員の御質問にお答えいたします。

初めに、一般会計の繰上充用に関して平成19年度末の累積赤字額の見込みが前年度より増えた要因でありますけれども、まず歳入におきましては、当初予算と比較して普通交付税が3億3,500万円の減額となったことに加えまして、市税におきましても景気の低迷等により法人市民税が約1億3,600万円、固定資産税、都市計画税が合わせて約4億8,900万円減となるなど、市税全体で約7億1,800万円の減収になると見込んでおります。

一方、歳出におきましては、執行経費の節減により、一定程度の不用額が見込まれるものの、2月の連続した降雪に伴い、除排雪経費に追加を要したことや、燃料単価の高騰による経費の増高などの影響もあり、現時点ではこれらの収支差引きにより、1億9,500万円ほど累積赤字が増えるものと見込んでお

ります。

次に、市民税所得割の額についてであります。当初予算では約48億9,000万円を見積もったところでありますが、交付税の算定では約53億4,000万円と推計され、決算では約48億2,000万円と見込んでおります。

次に、交付税制度における市税収入の算定方法についてでありますけれども、基本的には各団体の課税客体の数量等や課税実績を用いて適正に算定されることとなっておりますが、例えば法人市民税につきましては、景気の動向等により変動が大きいことから、交付税上、実績より過大に算定された場合には、翌年度以降に精算し、トータルとして各団体の課税状況に沿った算定がなされることとなっております。

今回、本市において大きなかい離が生じた個人住民税所得割につきましては、従前からそのような精算制度がなく、実態を反映していなかったことから、このたびの影響額の大きさを踏まえ、本市も先頭となってその対応策を求め、最終的には全国市長会としてかい離があった場合の財政措置について国に要望したところであります。いずれにいたしましても、今回のような収入額の算定の問題に限らず、交付税の算定に当たりましては、各団体の実情が適切に反映されたものとなるよう、今後とも全国市長会を通じ、国に要望してまいりたいと考えております。

次に、個人市民税所得割に係る減収補てん債の措置についてでありますけれども、ただいま申しあげました市長会としての要望を踏まえ、所得割の算定額のかい離を補てんする形で減収補てん債の発行が認められたところでありますが、発行額は各団体の建設事業に充当する一般財源の範囲内とされ、また償還時の交付税措置もないものとなっております。この内容では私どもが求める本来の精算制度とはなっておりませんので、今後とも繰り返し適切な財政措置がなされるよう、強く訴えてまいりたいと考えております。

次に、減収補てん債の充当事業と地方財政法の改正についてであります。まず地方債については地方財政法第5条をその発行根拠としており、減収補てん債についても、基本的には建設事業等に係る通常の地方債の充当残の一般財源部分に充てる取扱いとなっております。こうした中で、平成19年度は住民税所得割に係る減収補てん債の発行が認められたところでありますが、本市において充当した事業及びその額は、一般廃棄物処理施設の第2期拡張整備に230万円、ロータリ除雪車購入費に460万円、北防波堤改良事業などの港湾事業に990万円、消防ポンプ自動車購入費に320万円となっております。

また、減収補てん債に係る地方財政法の改正についてであります。本年2月14日の改正により、市町村は当分の間、市町村税法人税割及び利子割交付金の減収に係るものについて特例分として減収補てん債を建設事業以外の経費に充てることができるとされ、平成19年度、本市においても1億7,410万円の減収補てん債を充当したところであります。

次に、本年第1回定例会後の収支不足見込額約15億4,500万円が決算見込額で約1億6,600万円程度改善された要因でありますけれども、一般財源ベースで主なものを申し上げますと、歳入では市税が約7億1,800万円、譲与税・交付金が約1億3,000万円減収となり、歳入合計約8億7,700万円の減収となったものの、歳出では職員給与費が約9,000万円、公債費が約6,500万円、繰出金が約2億4,000万円、その他の経費が約5億6,500万円、合計で約10億4,300万円の不用額が発生したことから、差引き約1億6,600万円の収入不足の圧縮となったところであります。

次に、市税収入の減収理由などについてでありますけれども、まず減収となる見込みの主な税目については、先ほどお答えしましたが、法人市民税は約1億3,600万円、個人市民税は5,100万円、合計で約1億8,700万円となっております。また、固定資産税は約3億9,000万円、都市計画税は約9,900万円、た

ばこ税は約3,900万円となっており、これらにより市税全体で予算額に比して約7億1,800万円の減収になると見込んでおります。

次に、減収となる要因についてでありますけれども、個人市民税につきましては、所得税からの税源移譲などによる税制改正により税額が増え、調定額が増えたものの、一方でこの税制改正による増税感が未納額につながっていることが要因となっております。また、固定資産税、都市計画税については、特に法人課税分において倒産などにより未納額が増えたことが主な要因と考えております。また、法人市民税については、景気の低迷、石油製品や原材料費の高騰などの影響で、企業収益の減少により、法人税割の調定が伸びなかったことなどが要因となっておりますし、たばこ税についても喫煙者の減や喫煙箇所の制限により、販売本数の減少により調定が伸びなかったことが要因となっております。なお、予算編成に当たりましては、税制改正の状況や当該年度の決算見込みなどを勘案し計上しておりますが、特に法人市民税については、設備投資などにより法人税割が激減することがあり、結果としてこのようにかい離が生じる場合があることについては、御理解をいただきたいと思っております。

次に、市税の増収対策でありますけれども、本市の市税収入の根幹をなすのは、個人市民税、法人市民税、固定資産税及び都市計画税であります。このような点から見ますと、個人所得の増とともに、企業収益の増や設備投資の増加なくしては、市税収入全体の増加につながらず、そのためには何よりも景気の回復が強く求められるところであります。

一方、本市ででき得ることとしては、平成18年度に企業の立地を促進し、産業の活性化対策及び雇用機会の拡大を図ることを目的とした企業立地促進条例を創設し、企業誘致に努めてまいりました。条例施行以降、これまでに16の企業が倉庫や工場などの新築の際に、条例に基づく課税免除制度を利用しており、これらは今後の増収につながってまいりますので、今後ともさらに一層企業の立地促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、不用額についてでありますけれども、現時点ではまだ詳細な分析はできませんが、まず一般会計の不用額の総額は15億5,200万円と見込んでおり、前年度と比べますと2億6,100万円ほど多くなっています。不用額の内訳といたしましては、民生費で約4億9,200万円、商工費で約3億1,000万円、土木費で約2億8,000万円がその主なものであります。不用額が生じる要因としましては、主に年度末までその見込みを把握することが難しいことによるものなどであり、事業といたしましては、民生費につきましては生活保護費などの扶助費、商工費につきましては中小企業等への制度融資に伴う貸付金、また土木費につきましては港湾整備事業特別会計への繰出金などがあります。

次に、介護保険についての御質問でありますけれども、初めに会計全体の不用額についてであります。約3億2,700万円と見込んでおります。

次に、保険給付費における不用額につきましては、主なものとして、介護サービス等諸費で約1億7,400万円、介護予防サービス等諸費で約1億600万円、合計で約2億8,000万円と見込んでおります。

次に、不用額が生じた理由であります。ホームヘルプサービスなどの居宅介護サービスやグループホームなどの地域密着型介護サービス等の利用減と考えております。国などへの返還金につきましては、このように歳出が減少することから、約1億1,000万円になるものと見込んでおります。

次に、不用額による赤字の圧縮ということでもありますけれども、一般会計におきましては、毎年度最終予算額に対し、2パーセントから3パーセント程度の不用額が発生しております。これは先ほども申し上げましたが、生活保護費などの扶助費や中小企業等への貸付金などの支出が、年度末までその見込みを把握することが難しいことなどによるものであり、不用額を期待して財政運営を行ったということではありません。

次に、平成19年度の財政運営に関して、まず病院事業会計の追加繰出しと一般会計の赤字の圧縮についてであります。昨年11月の病院事業会計の資金収支計画の見直しでは、入院・外来収益の減額を含め、収支全体の見直しを行い、不良債務解消分として一般会計から繰出金を総額で約4億9,200万円増額したところであります。なお、各年度の繰出金につきましては、平成20年度までは変更せずに、平成21年度以降で増額することといたしましたので、平成19年度につきましては、予算額どおりの繰出しを行い、一般会計、病院事業会計がそれぞれの計画に基づき、収支改善の取組を進めていくこととしたものであります。

なお、追加繰出しをしても早期健全化団体にならないと判断したのかということでもありますけれども、ただいま申し上げたとおり、平成19年度、20年度は繰出額の変更はしておりませんが、仮に平成20年度で増額した場合でも、それが病院事業会計の不良債務解消に充てられる限り、一般会計の赤字額が増え、病院事業会計の赤字が減ることになりますので、連結実質赤字比率への影響はないものと考えております。

次に、病院事業会計の不良債務解消に係る一般会計の負担でありますけれども、昨年11月、入院・外来収益の減収見込み分を人件費の削減や一般会計からの繰入金が増額などにより補てんすることとし、不良債務の解消計画を見直しました。見直し後の計画におきましては、平成19年度の年度末不良債務は約39億6,000万円でありましたが、決算見込みでは約37億9,000万円となり、不良債務を圧縮し、目標を達成できたところであります。平成20年度以降も市立病院を取り巻く状況は大変厳しいものがありますが、一般会計においても病院事業会計への繰出しをこれ以上増加させていくことが大変困難な状況でありますので、現在進めております市立病院改革プランを策定していく中で、病院経営の一層の効率化に取り組むとともに、市立病院の役割と一般会計負担のあり方についても整理してまいりたいと考えております。また、医療機器の更新については、市民に適切な医療サービスを提供するために必要であり、起債の導入に向け努力してまいりますが、その導入の可否にかかわらず整備していかなければならないものと考えております。

次に、病院事業会計の追加繰出しの判断でありますけれども、これまでも申し上げてきておりますとおり、市民の健康と安心・安全な医療を引き続き提供するため、また、経営の効率化を図る上からも、市立病院の統合新築は必要であるとの認識の下、病院の不良債務解消を盛り込んだ資金収支計画を策定し、収支改善に取り組んできているところであります。この資金収支計画の策定に当たりましては、平成23年度までの不良債務の解消が求められておりますので、病院収益の減少等に伴う昨年に見直しに当たりましては、苦渋の決断ではありましたが、一般会計からの繰出しの追加が必要と判断したところであります。

次に、財政健全化法に基づく健全化計画でありますけれども、現行の財政健全化計画は平成17年度決算の赤字額が一定額以上となり、平成18年度から起債許可団体となったことから、自主的に計画を策定し、北海道に提出しているものであります。仮に平成20年度決算においていずれかの健全化判断比率が早期健全化基準以上となった場合には、法に定められた内容に沿って計画を策定しなければなりませんので、その際には現行の計画を基本としながらも、必要な場合には見直しもしてまいりたいと申し上げたところであります。

次に、財政健全化法に基づく健全化計画の内容でありますけれども、計画に掲げる事項につきましては、法の第4条第2項に定められており、計画の内容としましては、比率が基準以上となった要因分析、計画期間、早期健全化の基本方針、実質赤字額がある場合には、歳入と歳出との均衡を実質的に回復するための方策、連結実質赤字比率、実質公債費比率又は将来負担比率が基準以上である場合には、それ

それぞれの比率を基準未滿とする方策などを示すこととなっております。現在の計画と比較いたしますと、より広範囲の具体的な内容が求められることとなります。

次に、地方交付税の単位費用の改定でありますけれども、地方交付税の基準財政需要額の算定に用いられる単位費用は、地方交付税法で定められており、単位費用を変更する場合には、法律の改正が必要となっております。単位費用は人口や道路延長、小中学校の学級数など経費の種類ごとに延べ50以上が定められており、例を申し上げますと、平成15年度と18年度を比較して減少率の大きい主な単位費用は、経常経費では小中学校の学校数に関するもの、投資的経費では都市計画人口や公園費、清掃費に関するものなどとなっています。

次に、計画上の市税収入の見込みについてでありますけれども、平成18年度の決算を踏まえ、平成19年度の収入動向や平成20年度の見込みを勘案して、計画数値の見直しを行ったところであります。主な税目で申し上げますと、法人市民税が最近の景気動向から、平成20年度予算では前年度と比較して1億6,000万円減と見込まざるを得ない状況にあり、以降の年度についても平成20年度と同額と見込みました。また、固定資産税、都市計画税については、平成18年度が評価替えの年でありましたが、決算でそれぞれ対前年度約8パーセントの減収となったことなどを勘案し、評価替えに当たる平成21年度、24年度には前年度と比較して5パーセント減と見込み、たばこ税についても喫煙者の減少に伴い、収入減が見込まれることなどを考慮して見直しを行った結果、市税全体として大きく減少となったものであります。

次に、市税と地方交付税との関係についてでありますけれども、まず市税収入の見直しに伴う減少額についてであります。確かに平成19年度を基準として平成20年度以降、毎年度の市税収入の減収額を累計すると53億2,200万円となりますが、本年3月の総務常任委員会で収支の見直しに伴う変更内容として説明いたしました市税の減収額は、見直し前の平成19年3月の計画数値と比較して、平成20年度から平成24年度までの各年度の市税減収見込額の累計が31億4,200万円となると説明させていただいたものであります。

また、地方交付税の推計についてであります。地方交付税には財政調整機能と財源保障機能があり、その算定に当たりましては、可能な限り地方の財政需要を適切に把握して行うこととされており、税収の動向も一定程度反映されることとなっております。しかし、地方交付税の国の総額は、平成16年度からの三位一体の改革などにより大幅に削減され、これが地方財政に大きな影響を与え、本市が直面する危機的財政状況の大きな要因ともなっており、平成19年度においても大きく予算割れとなったことは、これまで申し上げてきたとおりであります。交付税制度上は、市税の少ないところには交付税がある程度措置されることとはなっておりますが、一方でこのような厳しい状況にあるのも現実でありますので、今回の見直しに当たりまして、平成20年度の地方財政計画で示された伸び率等を基に慎重に見積もったところであり、後年度についても20年度予算を前提に国勢調査人口などを反映した見込みとしたものであります。

次に、財政健全化計画達成の見通しでありますけれども、今回の平成19年度の収支見込みを踏まえて、平成20年度については改めて計画の達成に意を強く持ちながら、財政健全化法に基づく健全化比率についても何とかクリアするよう、引き続き歳入の確保と歳出の削減、事務事業の見直しに取り組み、平成24年度の累積赤字解消につなげていきたいと考えております。

次に、議案第2号国民健康保険特別事業会計補正予算に関連しての御質問でありますけれども、最初に前年度と比較して繰上充用額が1億3,400万円圧縮となった主な要因でありますけれども、当初予算に比べ、歳入において各市町村からの拠出金を財源として、都道府県単位で負担を調整する1件30万円を

超える医療費に係る保険財政共同安定化事業交付金で約1億円、1件80万円以上の高額な医療費に係る高額医療費共同事業交付金で約7,000万円、合計1億7,000万円の増額があったためであります。

次に、平成19年度当初予算における療養諸費の算定についてでありますけれども、療養諸費の積算の基礎となる受診件数や1件当たりの医療費について一般被保険者、退職被保険者等それぞれにおいて年齢や入院、外来、歯科などごとに過去3か年の決算における対前年度伸び率及び3か年の平均伸び率のうち、平成19年度当初予算においては、最も高い数値を使用し、推計したものであります。

次に、平成19年度決算見込みにおける療養諸費の不用額についてでありますけれども、現計予算と比較して、一般被保険者分では被保険者数が30人減少し、1人当たりの年額医療費が2.3パーセント、8,132円減少したことから、療養給付費で約1億2,200万円、高額療養費でも約5,500万円の不用額が生じております。また、退職被保険者等分では、1人当たり年額医療費が0.7パーセント、3,660円増加しましたが、被保険者数が325人減少したことから、療養給付費で約1億200万円、高額療養費でも約2,300万円の不用額が生じたものであります。

次に、療養諸費についてでありますけれども、歳出予算総額に対して大きな割合を占めている療養諸費の積算に当たりましては、現在は過去の実績や制度改正の動向等を踏まえながら一律に積算するのではなく、1件当たりの医療費や件数などを精査、推計を行い、できる限り適正に計上しているものと考えております。

次に、資格証の発行等についてでありますけれども、資格証につきましては、被保険者と接触する機会を増やし、納付相談、納付指導を充実させることを目的としているものであり、また加入者間の負担の公平等の観点からも必要なものと考えております。また、国庫負担割合の復元につきましては、国の財政状況などから、現状としては当時の負担割合に戻すことはなかなか難しいものと考えております。なお、国保制度の健全な運営を図るため、国の責任において国保関係予算の所要額を確保することなど、国保の財政措置の拡充や制度改善等について全国市長会を通じ、国に対し引き続き要望してまいりたいと考えております。

最後に、土地開発公社に対する債務保証でありますけれども、これは公社と一般会計の間で行っていた年度をまたいだ会計処理について不適切であるとの指摘を受けてこれを是正するため、本年3月31日から4月1日までの2日間、市が債務保証を付すことを条件に短期の融資を受けたものであり、この借入れにより公社が金融機関に支払った利息は10万6,451円となっております。

次に、本年度の土地の処分の見通しについてでありますけれども、現時点で具体的な計画はありませんが、今後とも市として活用する予定のないところについては、公社独自で売却していくことを含めて、土地の処分について検討してまいりたいと考えております。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 7番、菊地葉子議員。

7番(菊地葉子議員) 何点が再質問させていただきます。

先ほどの市長の答弁では、市民税の所得割の伸びについて、国の算定と小樽市の算定では、もちろん小樽市の算定のほうが近くなると思うのですが、この国の算定について大変大きな開きがある。この算定方法に問題があると思いますが、先ほど課税客体のことも答弁されていましたが、その問題点は何だったのかについて伺いたいと思います。

次に、財政調整機能としての交付税ですから、本来当然交付されてしかるべき額が交付されていない。その差額の財源手だてに、結局減収補てん債といっても借金なわけですから、その借金をして埋めるといっても、そのこと自体、減収補てん債を当分の間認めますということになったとはいっても、結局返

していかなければならないわけですから、個人市民税に関しては75パーセントの交付税措置はされないわけですから、また地方の負担になるわけです。そういうのも全く納得のいかない話です。減収補てん債の建設事業のみの適用を改めようとする動きは、結局は多くの自治体からの要求の表れだと思いますけれども、小樽市としてはこういったかい離が生じないような地方交付税の算定方法にかかわって、あるいはそのかい離が生じたときには、財源措置として具体的にどんな意見を上げているのかということについてもお示しいただきたいと思います。

それから、市税に関する質問です。

落ち込みの要因をお答えいただきました。結局、景気回復が大きな決め手になるのだろうというふう思うのですが、定率減税の廃止だとか各種控除の縮減で、税の負担が国民、市民に重くなっている上に、国民健康保険料や介護保険料にもはね返っていますから、まずは国保料を払って、いつでも病院にしっかりかけられるようなことを確保しようと思ったときに、その反動で市税とかの支払がやはり厳しくなっているのかというふうには思います。

ただ、市税の増収をどう図っていくかという先ほどの質問に、答弁では企業誘致のお話がありました。16社を誘致されて、これからの税収の見込みで期待を述べられていましたけれども、具体的に今後どれくらいの税収の見込みをされているのかということについて説明いただければというふうに思います。

あわせて、景気回復の一番の手だては、やはり個人消費です。個人の所得を増額させて、個人消費を大きく図っていくことが、何よりも景気回復の大きな手だてだと思います。それと、この4月から後期高齢者医療制度が導入されたことによる社会保障の負担分が大変な負担になっていますので、こういった負担を解消していくことも大事ではないかと思うわけです。財源はどうするのかと問われれば、不公平税制の見直しをしながら、私たちは大企業の法人税を引き上げて応分の負担を求めるなどをしていく必要があるというふうに思いますが、そういった政策を国に求めるべきではないかと思います。そのことについても市長の御見解をお示しいただきたいと思います。

それと、報告第1号です。土地開発公社の問題なのですけれども、2日間、間をあけて金融機関から債務保証を起こして借りて、結局この10万幾ら、わずかとはいえ金利が生じるわけです。これも土地開発公社の資金を充てるといっても、結局あそこには小樽市の財源を持ち出しているわけです。これで一体何が改善されるのかという疑問が生じるのですけれども、北海道がこの会計処理はだめですと言ったから改善したということなのですけれども、これで本当に会計処理が改善されたのかという疑問があるのですが、そのことについても本当にそんなことをしなかったらだめなのかと一般市民の感覚で私は思うのですが、その辺についても説明をいただきたいと思います。

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

市長（山田勝麿） 御意見の部分と質問の部分と入りまじっていましたので、答弁漏れがあるかもしれませんが、私がお答えした以外のものは担当部長から答えさせます。

まず、減収補てん債の関係ですけれども、やはりかい離部分は我々としては減収補てん債よりもむしろ精算してほしいという話はしています。今年度、向こうが多く見積もったのであれば、翌年度でそれを精算していく。それであれば、だれも文句を言わないはずですから、それが一番だと思いますので、精算制度を導入してくれと、このように要望をしております。

それから、市税の落ち込みの関係では、何といたってもやはり景気回復が一番だと思います。景気回復に伴って当然個人消費も上がるわけですから、ここが一番だと思いますので、こういった方策、市

としては限界がありますけれども、何とか国としていろいろな対策を講じてほしいというのが我々の希望であります。

どうやって税収を上げていくかということも非常に問題ですけれども、先ほど少し申し上げましたけれども、あれだけではなくて、まだまだほかにどんなことが考えられるのか、非常に難しい問題だと思います。したがって、そう簡単ではありませんけれども、何とか市としても先ほど申し上げました企業誘致も含めて地場産業振興というか、こういったものも含めて対策をしていきたいというふうに思っております。

それから、国に対してはいろいろ全国市長会を通じて申し上げておりますので、これからも引き続き意見を申し上げていきたい。今回、先週、北海道市長会の春の定期総会がありまして、その中で特に、地方分権推進の関係と、それから地方財源の充実確保に関する決議もしております。この中では特に地方交付税について強く申入れをしていこうということをごさいます、そういったこともひとつ御理解をいただきたいと思っております。

それから、土地開発公社の債務保証ですけれども、これは年度をまたいだ貸し借りが問題だというふうに言われているわけですから、その部分をまずクリアしなければいけないのです。本来であれば、一般会計に余裕があれば、そういう面倒くさいことをしなくてもいいのですけれども、お金がないわけですから、便法としてそういう手法をとらせてもらったということで、改善されたかということ、不適切な処理は改善されましたけれども、根本的な解決にはなっておりません。それは当然です。したがって、これからも財政がよくなればそういったことも解消されますので、まずは財政を立て直すことが一番だというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 財政部長。

財政部長(貞原正夫) 私の方からは、まず個人市民税の所得割の件でお尋ねがございましたのでお答えいたします。

このかい離の大きな要因でございますけれども、基本的には納税義務者数を国のほうでどういうふうに把握したかということの差でございます、国のほうでは小樽の前年度の納税義務者数から3パーセント程度増えるだろうというふうに平成19年度の納税義務者数を想定してございます。

一方、実績といたしましては、逆に2パーセント強、納税義務者数が落ちたということになってございまして、先ほど答弁を申し上げましたように、5億円近くといたしますか、額にして大きなかい離が生じてきている大きな要因というふうに思っております。

それからもう一点、企業誘致の税収の関係でお尋ねがございましたけれども、今、18年度からの制度で課税免除がスタートしておりますけれども、実際にそれが反映されてくるのは21年度からとなるかと思っておりますけれども、21年度は、まだ正確には把握できませんけれども、2,000万円以上の税収増にはなるかというふうには試算してございます。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 7番、菊地葉子議員。

7番(菊地葉子議員) 再質問でちょっとお尋ねしそびれたのですが、平成19年度のかい離に対して、減収補てん債を建設事業費に充てるということで、先ほどお答えいただいた四つの事業のそれぞれの額なのですが、この四つの事業しか対象にならなかったのか、あるいはもっと対象があったけれども、結局は借金になるわけだから、小樽市としては導入することを控えたのか、その辺についてお尋ねしたかったのですが、よろしく願います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 財政部長。

財政部長(貞原正夫) 先ほどの四つの事業に合計2,000万円の充当というふうに申し上げましたけれども、建設事業の財源として発行できます起債については、いろいろな制度がございまして、先ほど言いましたように、充当残として一般財源から出ている部分がもうそれしか残っていなかったということになります。だから、ほかの事業につきましては、一般の通常の起債なりでもって、もう財源措置ができていまして、建設事業に充てられる起債の枠はもうそれしか残っていなかったということで、結果として2,000万円しか入れられなかったということでございます。

議長(見楚谷登志) 以上をもって、質疑を終結いたします。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 8番、中島麗子議員。

8番(中島麗子議員) 予算特別委員会の設置を求める動議を提出します。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) ただいまの動議は賛成者がありますので、成立いたしました。

直ちに、本動議を議題とし、提出者から趣旨の説明を求めます。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 8番、中島麗子議員。

(8番 中島麗子議員登壇)(拍手)

8番(中島麗子議員) 日本共産党を代表して、予算特別委員会の設置を求める動議の提案趣旨説明をします。

今回の臨時会には、一般会計で13億7,900万円、国民健康保険事業特別会計で16億800万円の繰上充用が提案されています。小樽市財政健全化計画によりますと、「平成18年度から平成24年度までの7年間で赤字の解消を図る」とあります。同計画では、平成17年度は2億3,000万円の赤字で、累積赤字額は14億1,000万円、平成18年度は2億3,000万円の黒字で累積赤字を11億8,000万円に圧縮しました。予定では平成19年度、20年度は収支均衡で赤字は11億8,000万円のままで計画を立てておりました。しかし、今、報告にあったとおり、実際には19年度決算見込みで1億9,500万円の収支不足を生じ、累積赤字を増額させてしまいました。平成20年度決算から財政健全化法により連結赤字比率が適用され、一般会計、特別会計、企業会計すべての収支状況で財政健全化が判断されることとなります。既に今年度は当初予算ベースで連結実質赤字比率が早期健全化の基準を超えていますから、累積赤字の増額は深刻な影響になります。平成19年度の決算見込みで、国保事業会計で累積収支不足は1億3,400万円解消し、病院事業会計でも5億3,500万円の不良債務を減額しています。その中で一般会計は1億9,500万円の赤字を増やし、大変残念な結果です。市税収入の落ち込みが大きかったと言いますが、菊地議員のどうしたら市税の増収を図れるのかというただいまの質問に対しても、市長は個人所得の増加や企業立地促進で誘致した16の企業の法人税を期待すると言い、景気頼みの感をぬぐえません。

国保事業では、今年度から後期高齢者医療制度が始まり、75歳以上の高齢者が約1万7,500人、国民健康保険から移行しています。国保料の収納率によってペナルティが科せられますから、最も収納率の高い世代が移行した後、今後の見通しはどうか。退職者医療が国保に変わりますが、果たして収納率はどうか変化するのか、審議が必要です。

小樽市議会では、過去に昭和46年から財政危機を重要な議題とする臨時会が53年まで8年間開催されています。今回と同様に、繰上充用を議題として各会派が質疑に立ち、予算特別委員会を設置して審議

しています。現小樽市議会もまた、国の交付税削減、市税収入の落ち込みで歳入確保が困難な中、市民の安全と安心を守る地方自治体の財政のあり方を真剣に論議するべきです。平成19年度1億9,500万円の赤字を繰上充用で20年度予算への先送りを認めるだけの議会でのよいのでしょうか。予算特別委員会を設けて、各議員・会派の活発な質疑で議会としてのチェック機能を果たすべきです。

夕張市の財政破たん、そして昨年11月の基本設計改悪による事実上の新病院建設の中断で、市民の間には小樽市財政への不安と関心が一層高まっています。予算特別委員会を設置して、赤字の原因を明らかにし、財政再建の方向を示すためにも、徹底審議を尽くすことが議会の役割だと考えます。ぜひとも各議員・会派の皆さんの御賛同をお願いして、予算特別委員会の設置を求める動議の提案趣旨説明とします。(拍手)

議長(見楚谷登志) これより、討論に入ります。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 20番、新谷とし議員。

(20番 新谷とし議員登壇)(拍手)

20番(新谷とし議員) 日本共産党を代表して、ただいま議題となりました予算特別委員会の設置を求める動議に賛成の討論をいたします。

今臨時会に示された一般会計13億7,900万円の繰上充用は、4年連続の繰上充用となりました。これほどの赤字がなぜ生まれたのか、対策はどうしたらよいのか、議会として審議するのは当然です。この間、実施された小泉構造改革三位一体の改革により、平成16年度から18年度の3年間で、地方交付税は累計57億円の削減で市財政は大打撃を受け、さらに19年度も前年度に比べ、交付税の予算を少なく見積もったにもかかわらず3億3,500万円の減少で、4か年で実に60億円を超える削減となりました。同じ3年間で市民と市職員に大きな負担をかぶせ、計画を16億円も上回る56億円の財政効果を生み出したものの、財政再建に役立つどころか、小樽市の財政はさらに悪化、加えて市税収入も16年度から18年度は、15年度比累計約13億円の減収、さらに19年度は所得税からの税源移譲と定率減税廃止による個人市民税の増収を見込んだものの、当初予算より7億円も落ち込む見込みです。こうした要因には、小泉内閣の下で実施された酒税、たばこ税の値上げ、庶民増税、年金・医療・介護の改悪など、総額13兆5,800億円の国民負担増があり、その結果、地方の景気は冷え込み、小樽市の市税収入の落ち込みにつながっているではありませんか。

この点については、先ほど市長も景気の低迷で市税収入が落ち込んだと答弁しておりました。国はこうした責任を顧みず、財源手当ても極めて不十分です。建設事業費に減収補てん債で補うというものの、小樽市が導入できたのはわずか2,000万円程度、これでは市財政の立て直しどころか、市民生活を守ることさえできません。最近では市道一つ見ても穴ぼこだらけ、しかも市民はさまざまな要望を極力我慢している状態です。その後の減収補てん債による手当ても結局は借金です。こうした自民・公明政府の悪政に加え、小樽市が進めてきた大型開発による公債費の負担なども、市財政悪化の要因にもなっているのは周知のとおりです。

一般会計、国民健康保険事業特別会計の累積赤字、それに加え市立小樽病院の不良債務など、問題は山積しています。赤字の原因、財政再建の方向を見だし、地方自治体としての役割を果たしてもらう上でも、議会として予算特別委員会を開いてしっかりと議論することが、私たちの役割ではありませんか。

今臨時会に先立つ議会運営委員会において、与党会派の皆さんは、「理事者から説明を受けて理解できた。支出面でも苦勞がわかるし、収入もなかなか上がらないのも理解できる」「昭和40年代の議事録

を確認したが、時代背景が違う」「19年度の第1回定例会でも財政問題は審議してきたし、これからも審議に加われる」などの理由を挙げ、いずれも予算特別委員会の設置には反対でした。

時代背景が違うのは当然でありますし、各定例会で財政問題を審議するのも当然です。私たちが今回視察に行った長崎市の議会は、自民党と自民系が41パーセントを占めていましたが、市民病院の財政問題をしっかりと議論し、与党であっても決算を不認定にするという態度を明確にしていました。今、大きな問題となっている後期高齢者医療制度においても、小泉内閣の中枢にいた塩川元財務相や堀内元政調会長は、制度を厳しく批判しているのも御承知でしょう。今こそ市民の負託を受けた議員として、時には会派を超えて団結して国に地方交付税の大幅増額を求めたり、市長にも物申す、あるいはそれぞれの立場から審議に加わることが求められているのではありませんか。

昭和46年から53年に行われた繰上充用の議会では活発に質疑が行われ、毎回必ず予算特別委員会を開き、徹底審議をしていました。この小樽市議会としてのよき伝統を受け継ぎ、予算特別委員会を設置するように求め、議員各位の賛同を求めて討論を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより採決いたします。

（「投票」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（見楚谷登志） ただいまの出席議員は27名であります。

投票用紙を配布いたします。

（投票用紙配布）

議長（見楚谷登志） 投票用紙の配布漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

議長（見楚谷登志） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本動議に賛成の議員は「賛成」と、反対の議員は「反対」と記載の上、職員
の点呼に応じ順次投票願います。

点呼を命じます。

事務局次長（佐藤正樹） 1番秋元智恵議員、2番千葉美幸議員、3番鈴木喜明議員、4番吹田友三郎議員、5番大橋一弘議員、6番成田祐樹議員、7番菊地葉子議員、8番中島麗子議員、9番高橋克幸議員、10番齊藤陽一良議員、11番佐野治男議員、12番山田雅敏議員、13番佐藤禎洋議員、14番濱本進議員、15番井川浩子議員、16番林下孤芳議員、17番齋藤博行議員、18番山口保議員、19番佐々木勝利議員、20番新谷とし議員、21番古沢勝則議員、22番北野義紀議員、23番横田久俊議員、24番成田晃司議員、25番前田清貴議員、26番大竹秀文議員、28番久末恵子議員。

議長（見楚谷登志） 投票漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。

立会人に、千葉美幸議員、鈴木喜明議員を御指名いたします。両議員の立会いを願います。

(開 票)

議長(見楚谷登志) 投票の結果を報告いたします。

投票総数27票

そのうち有効投票 27票

有効投票中

賛成 5票

反対 22票

以上であります。

よって、本動議は否決されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

この際、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 5時00分

議長(見楚谷登志) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 22番、北野義紀議員。

(22番 北野義紀議員登壇)(拍手)

22番(北野義紀議員) 日本共産党を代表し、議案第1号及び第2号は否決、報告第1号は不承認の討論を行います。

議案第1号ですが、一昨年6月、市・道民税の納付書が送付された直後、多くの市民から定率減税の廃止、高齢者控除の廃止、公的年金控除の縮小などによる大幅増税に対して、何かの間違ひではないか、こんなに高くなったら払えないではないか、だれがこんなひどいことを決めたなどの問い合わせや怒りが市役所の窓口に殺到し、パニックになりました。

平成19年度予算はこの大增税を引き継いでおり、これに加えて19年度は、税源移譲による住民税の大幅アップに加え定率減税の全廃が加わって、昨年度以上の増税となって市民や弱者を襲いました。この増税による所得段階の引上げによる介護保険料の値上げ、また同じく国民健康保険料の値上げ、さらに障害者自立支援法による原則1割負担でした。市民にこんなにひどい増税と値上げで塗炭の苦しみを与えておきながら、市財政はさらに悪化し、累積赤字は昨年度より1億9,500万円も膨らんで13億7,900万円、これを繰上充用で認めてくださいと言っても、増税で苦しむ市民の立場から、はい、そうですかと認めるわけにはいきません。

市長は、財政健全化計画に基づく財政運営によって市財政を立て直すことを目指していますが、果たしてそうなるのか、市立病院問題の帰すうとともに一番注目されているところであります。

この5月に公表された見直された健全化計画で、小樽市の財政は立て直るのかどうか、これが注目されている第1の問題です。

健全化計画の最大の特徴は、市税と地方交付税の減少を前提に、市民と職員に負担をかける内容となっていることです。現在、市税は政府の経済対策で不況が長引いているのに加え、最近の原油の値上がりによる物価高で、国民生活と中小企業、商店の経営が困難に陥り、法人市民税の法人税割が減少、個

人市民税の所得割も落ち込み、市税のかつてない落ち込みとなっています。本来、市税が落ち込んだら地方交付税でそれをカバーするのが戦後の地方財政の土台でした。しかし、本日の菊地議員の質疑で明らかのように、政府のここ最近の地方財政対策は、この地方交付税制度の根幹をゆがめ、地方交付税の財源保障機能を喪失させているかのごときありさまです。

見直された健全化計画は、この政府の不当なやり方の範囲で、どうやって財政を立て直していくかが基本となっています。だから、具体策も市民と職員に犠牲を強いる内容で、市民サービスの切捨てとなっています。市長も我が党のこの指摘はそのとおりと認めていると私は内心確信しています。しかし、国の地方財政計画の現実がそうではないので、健全化計画も歳入は厳しく見ないと大変なことになるとの立場です。この市長の心境は私もよくわかります。しかし、この市長の立場を際限なく認めていけば、健全化計画を進めればますます市民の所得は減少し、購買力も落ち込んで、地方交付税、国民負担増の影響による市税の落ち込みで、計画の収支の見直し、又は健全化計画そのものの見直しを迫られる可能性があります。これはただ単に一般会計だけにとどまらず、公立病院改革ガイドラインに見られるように、これまで以上に自治体病院に対する締めつけが強化され、19年度の決算見込みで、今日の答弁によれば37億9,000万円の不良債務解消が病院事業会計のみならず、一般会計にとってもますます重荷になってござるを得ません。これは昨年6月に成立した財政健全化法でも既に打ち出されております。

注目されている第2の問題は、市立病院がどうなるかという問題です。昨年度の病院の大きな問題は、上半期で医業収益が資金収支計画を3億6,000万円も下回ったことでした。今年はどうなるのか、大変心配です。

本年度の病院の資金収支計画に照らし、本年4月の入院、外来の収益の実績はどうなっているのか、関心を払うのは当然のことです。資金収支計画の月別計画はないとのことですが、これ自体一体真剣に経営に立ち向かっているのかどうか疑わしくなります。私も役員をしていますが、北海道動医協の場合は毎月の計画を立てて、それを役員会に諮り、実績が達成されなかったら、どこの部門でどうしてできなかったか、毎月毎月時間外で真剣な議論をしているのです。こういうことが見受けられないし、資金計画も月別計画はないということは問題だと思うのです。

だから、私は、資金収支計画を単純に1日平均に直した計画で、目標値を設定しました。4月の入院外来の収益実績を比較して判断すると、入院は目標値に対しての割合は97.3パーセント、外来は97.5パーセントで、いずれも下回っています。これに加え、予算編成時に想定していなかった医師3人の退職による影響ですが、4月は既に1人の医師が退職しています。残りの2人の医師は4月は勤務しています。しかし、退職する3人の医師の補充のめどがつかっていません。そうなれば、医業収益で2億円の落ち込みが出てきます。これらを考えると、病院事業会計の動向は市の財政にとって目が離せません。20年度の不良債務解消計画の病院負担分は5億3,700万円ですが、仮にこれが確保されず、年度ごとに点検される不良債務解消計画が未達成となれば、新病院の起債はもとより、現病院の起債も申請できません。だからといって、一般会計からその分をつぎ込めるかと言えば、先ほどの市長答弁にあるように、病院への繰出しをこれ以上増加させていくことは、大変困難な状況でありますと述べているとおりであります。公立病院特例債が今年度適用になれば、少しは楽になることは私も承知しています。

市長はまた、現病院の医療機器の更新については、市民に適切な医療サービスを提供するために必要であり、起債の導入に向け努力すると決意されています。不良債務解消ができなかったら、現病院の経営にとって重大な障害となります。これら詳しいことは本会議の質問になじみません。当然、予算特別委員会での審議が必要です。こういう市民の命にかかわることも、他の会派は今議会で審議しないと述べているに等しいことになっているのです。

市財政を立て直すには、長引く不況を打開する経済対策を国に要求するとともに、主人公である市民の懐を暖めてこそ、市税の増収、地方交付税の財源である国税の増収につながっていき、財政再建の基本的方向が切り開かれます。また、これ以上の地方財政削減を許さないことがその大前提であることは言うまでもありません。

具体的には、地方交付税を三位一体改革以前の水準に回復させる。これを全国市長会はもとより、地方六団体の基本的要求とし、国民運動を背景に、地域からの世論を興していくことが必要です。市長もこの立場に立って、財政再建に立ち向かうことを改めて要求しておきます。

次に、議案第2号国民健康保険事業特別会計の繰上充用についてです。同会計の累積赤字は、19年度決算見込みで前年度比1億3,400万円圧縮され、16億739万4,000円となりました。平成14年度末には、赤字が33億8,700万円でした。赤字が大幅に増えたのは、政府が国民健康保険事業特別会計への国庫支出金、療養給付費負担金を1984年には45パーセントであったのを、現在の34パーセントに切り下げたことが主要な原因です。これによって累積赤字は33億8,700万円にも膨らみました。この33億8,700万円の累積赤字が19年度決算見込みで16億800万円に、5年間で実に17億7,900万円もの解消です。最大値から見れば52パーセント解消したことになるのです。市長はこの原因を議会への答弁でいろいろ説明してきましたが、根本的には現在の国民健康保険加入者の負担での解消です。加入者は余分な保険料を負担させられ、国庫支出金の削減分で生じた巨額の赤字解消の負担を強制させられているのと同じであります。

その上、本年10月からは65歳以上75歳未満の国保加入者は、原則国民健康保険料は年金からの天引きです。さらに加えて言えば、来年度からは年金生活者の個人市民税所得割も年金からの天引きだということです。到底承服しがたいものです。私はこの機会に、市長に来年度からの市民税の天引きを、この第2回定例会に提案することをぜひ思いとどまるように強く要求しておきます。

付議事件の最後は、報告第1号です。

年度末と出納整理期間を利用しての不適切な会計処理を正すとしての専決処分ですが、土地開発公社が小樽市より無利子で借りていたものをやめることによって、1泊2日の利息が10万6,451円、これを新たに公社が負担することになりました。土地開発公社といっても、その中身は小樽市です。10万円余とはいえ、何で新たに負担しなければならないのか。国の指導で無駄なお金が支出されることこそ、不適切な会計処理そのものではありませんか。赤字隠しをするつもりがないのであれば、何でこんなことを国にかけ合ってやめさせることができないのでしょうか。何でも国の言いなり、この政治姿勢こそ改めるべきだと指摘しておきます。

さて、繰上充用の臨時会に当たって、強く指摘しなければならないのは、連続した繰上充用、しかも13億7,900万円の多額にもかかわらず、予算特別委員会を設置せず、詳しい審議をしなかった問題です。財政危機という小樽市の重要問題で他党の皆さんは、本会議での質問はない、それどころか予算特別委員会を設置して審議しようという我が党の要求も拒否し、詳しい質問もさせなかったことは、議会制民主主義を踏みにじるもので許されるものではありません。

何回も指摘するとおり、40年前8年間にわたる繰上充用の臨時会では、与野党問わず全会派が代表質問を行ったのをはじめ、予算特別委員会での質疑もかわされました。我が党は、本会議はもとより、予算特別委員会でも毎回のように議会で質疑を交わしてきましたが、ここでは私は本会議での質疑の他の会派についてのみ、だれが質問していたかを紹介させていただきます。

1971年は当時の社会党は坪谷俊雄議員、公明党は秋山正好議員、72年は社会党は桜井定雄議員、公明党は牧野唯司議員、73年は社会党は高本政信議員、公明党は牧野唯司議員、74年は社会党は坪谷俊雄議員、公明党は牧野唯司議員、75年は社会党は桜井定雄議員、公明党は小野寺貞之議員、76年は社会党は

石塚敏幸議員、公明党は小野寺貞之議員、ここで自民党が出てくるのですが、自民党は吹田三則議員、77年は社会党は鈴木忠議員、公明党は小野寺貞之議員、自民党は高橋靖茂議員、市政クラブは織田恵憲議員、78年は社会党は本間龍太郎議員、公明党は小野寺貞之議員であります。懐かしい名前ばかりであります。以上、かつての本会議の質疑を交わした他の会派の議員のみ紹介いたしましたが、本会議をはじめ予算特別委員会などの会議録は永年保存ですから、私の紹介を疑う方がおられれば、地下の書庫に会議録が保管されていますから、ぜひ議会事務局の協力もいただいて御確認ください。

次に指摘しなければならないのは、本日の議会運営委員会でのやりとりです。与党委員が今臨時会での予算特別委員会を設置する必要がないという理由は、先ほど新谷議員から遠慮がちに紹介されました。私は遠慮しないで、しかし時間の関係もありますから、そのさわりの部分のみ紹介させていただきます。

自民党の成田晃司委員は、「19年度の第1回定例会でも財政問題は審議してきたし、これからも審議に加わる」と述べたとのことですが、これまでも審議した、これからも審議するというのであれば、議会のたびにそんなことを言っていたら、招集された現議会で何も審議しないということになるのです。議会は定例会が年4回、また臨時会は必要に応じて招集されます。招集された議会で議案の内容によって審議が求められているものです。第1回定例会で財政問題を審議したから今臨時会は必要がないとなれば、今議会に付託された議案の審議を行わないことを意味することになります。猛省を促しておきます。

公明党の高橋克幸委員は、「昭和40年代の会議録を確認したが、時代背景が違う」とのことです。当時の難しい会議録を確認したというのは大したものです。これは繰上充用の臨時会の際に我が党が指摘し、当時の時代背景として、景気が伸びて、企業も個人も所得が伸びて、市税も地方交付税も伸びていた時代背景であった中で繰上充用であったということは、我が党が紹介して今議会の認識になったものではなかったでしょうか。臨時会での審議がいかに重大かのあかしであって、予算特別委員会不要の理由にならないことは明らかです。まして、現在の経済状況は当時とは違って、景気が低迷し、市税はもとより、地方交付税の財源となる国税も伸び悩んでいるだけに、その中でどうやって本市の財政を立て直していくかは、当時よりも難しい局面に立たされており、本市議会での審議が過去にも増して、なお一層時間をとって徹底して行わなければならないことを教えているだけで、予算特別委員会は必要な根拠になり得ないことは明らかです。

次は民主党・市民連合です。斎藤博行委員は、「理事者から説明を受けて理解できた。支出面でも苦労がわかるし、収入もなかなか上がらないのも理解できる」、これは自民・公明政権による地方財政削減を是とする意見ですから、地方自治体が困ってしまうと言っているのに等しいのではないのでしょうか。こういう主張は市議会ではなく、国会でやったほうがふさわしいのではないと思われる発言です。

最後は平成会です。吹田友三郎委員は、ただ一言、「1日をお願いします」、こう言ったとのことでした。私としてはコメントのしようがありません。

かつて先輩議員が小樽市の財政を真剣に考え、本会議はもとより、予算特別委員会でも質疑を行っていたことに比べ、質問なしというのは、早く小樽市の財政を立て直していただきたいという多くの市民の願いに背き、議会の活性化に反するもので、極めて重大なことと言わなければなりません。議案を審議すべき議会でより立ち入った審議もさせない議会の自殺行為と言われても仕方がないでしょう。我が党は財政再建のためには、その方策を議会でも議論して認識を一致させ、市民の皆さんとともに世論を高めていくことが必要と考えています。この立場からいって、本会議の質疑だけでは到底時間が足りません。どうしても予算特別委員会を設置して審議することが必要であったことは明らかだったことは疑

いがありません。今後このようなことのないよう強く要望し、討論を終わります。(拍手)

議長(見楚谷登志) 以上をもって、討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号及び第2号並びに報告第1号について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、報告は承認とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(見楚谷登志) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案は可決と、報告は承認とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本臨時会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。

第1回臨時会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 5時22分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 見楚谷 登志

議員 斉藤 陽一良

議員 井川 浩子

諸般の報告

平成20年小樽市議会第1回臨時会議決結果表

諸般の報告（招集日印刷配布分）

- (1) 木野下智哉、久末恵子両監査委員から、平成20年1月～3月分の各会計例月出納検査について報告があった。

以 上

平成20年小樽市議会第1回臨時会議決結果表

会期 平成20年5月22日(1日間)

議案 番号	件名	提出 年月日	提出 者	委 員 会			本 会 議		
				付託 年月日	付託 委員 会	議決 年月日	議決 結果	議決 年月日	議決 結果
1	平成20年度小樽市一般会計補正予算	H20.5.22	市長					H20.5.22	可決
2	平成20年度小樽市国民健康保険事業 特別会計補正予算	H20.5.22	市長					H20.5.22	可決
3	平成20年度小樽市老人保健事業特別 会計補正予算	H20.5.22	市長					H20.5.22	可決
4	損害賠償額の決定について	H20.5.22	市長					H20.5.22	可決
報告1	専決処分報告(平成19年度小樽市一 般会計補正予算)	H20.5.22	市長					H20.5.22	承認
報告2	専決処分報告(小樽市税条例の一部 を改正する条例)	H20.5.22	市長					H20.5.22	承認